

八王子「掲示物撤去事件」行政訴訟勝利判決をバネに

職場からの挑戦で正常な労使関係を取り戻そう！

本日、東京地方裁判所民事第36部は、JR東日本が2013年1月10日に申し立てた八王子「掲示物撤去事件」行政訴訟について、会社の主張をすべて棄却し、会社による不当労働行為を認める判決を下した。本判決は「原告（会社）は掲示が正当な組合活動の一環として認識しながら、これを妨害したものと評価すべきであり、労組法7条3号の不当労働行為に該当する」と認定した。JR東労組の職場活動が正当であると認定された勝利判決であることを全組合員で確認しよう。

ことの発端は、2007年2月、八王子地本管内の7分会の掲示板から、「本部指令文書」を含む情報紙を会社側が一方的に撤去したことにあった。JR東労組本部と八王子地本は論議を重ね、正常な労使関係の再構築を目指し、第三者機関を活用し闘う決意を固め、2007年7月20日に東京都労働委員会に「不当労働行為救済申立」を行った。

八王子地本は、この闘いを当該分会のみならず、全分会の闘いとして創りあげてきた。その結果、2011年3月31日、会社が行った「掲示物の撤去」および「撤去すると通告」した行為は、不当労働行為であると認定した東京都労働委員会による救済命令を勝ちとってきた。あわせて中央労働委員会でも同様に、「不当労働行為救済命令」が出されたのである。

JR東日本は、これまでの都労委・中労委・行政訴訟の審議過程において、「JR浦和電車区事件」を持ち出し、「浦和電車区事件の再発防止のため、掲示物を撤去した」と主張し、常に自らが行った行為を正当化しようとしてきた。しかし「JR浦和電車区事件」の判決は、2007年7月17日であり、会社による掲示物撤去は、この判決の5ヶ月も前に行われたものである。その事実ひとつをとっても会社の主張は明らかにこじつけであり、掲示物を撤去する理由にはあたらないことは誰の目にも明らかである。

JR浦和電車区事件の発生以降、会社の一部経営陣によるJR東労組運動の規制・排除の蠢きは、より高圧的になっている。八王子地本をはじめとした職場会議室の使用規制や、最近では東京地本の運転職場を中心に会社の人事権を振りかざした強制転勤が相次いでいる。このような事態は、運転職場での安全風土の確立を無視し、いたずらに職場に混乱を持ち込み、安全にもっとも重要な「職場の一体感」を損なうものであることは言うまでもない。

JR東日本は、直ちに「不当労働行為救済命令」を素直に受け入れ、「謝罪文」の掲出を行うとともに、一部経営陣はJR東労組敵視の姿勢を一刻も早く正すべきである。

全組合員の皆さん！

本勝利判決は職場からのたたかいで勝ちとったことを確認し、労使関係の再構築を目指し、安全・健康・ゆとりが担保された健全な職場をつくるため、雄々しく前進しよう！

2014年1月27日
東日本旅客鉄道労働組合